

平成29年第2回太良町議会（臨時会第1回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成29年4月28日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成29年4月28日	9時30分	議長	坂口久信	
	閉会	平成29年4月28日	10時19分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	待永 るい子	出	7番	平古場 公子	出
	2番	竹下 泰信	出	8番	川下 武則	出
	3番	田川 浩	出	9番	久保 繁幸	出
	4番	坂口 久信	出	10番	末次 利男	出
	5番	江口 孝二	出	11番	下平 力人	出
	6番	所賀 廣	出			
会議録署名議員	1番	待永 るい子	2番	竹下 泰信	3番	田川 浩
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 西村 芳幸		(書記) 福田 嘉彦			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	岩島 正昭	税務課長	藤木 修		
	副町長	永淵 孝幸	建設課長	浦川 豊喜		
	教育長	松尾 雅晴	学校教育課長	津岡 徳康		
	総務課長	川崎 義秋	社会教育課長	野口 士郎		
	財政課長	西村 正史	健康増進課長	小竹 善光		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年4月28日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案一括上程
町長提案 議案第28号～議案第31号
町長の提案理由の説明
- 日程第4 議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第31号 太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業契約の締結について

午前9時30分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

平成29年第2回太良町議会（臨時会第1回）の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、御出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから平成29年第2回太良町議会（臨時会第1回）を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会議の署名議員として1番待永君、2番竹下君、3番田川君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案の一括上程。町長提案の議案第28号から議案第31号を一括上程いたします。
町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。

平成29年第2回太良町議会臨時会第1回を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

まず、議案第28号から議案第30号までの3議案は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

まず、議案第28号は、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、太良町税条例の一部を改正するものでございます。

今回の主な改正は次の3点でございます。

まず1点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長し、平成33年課税分までを対象とするものでございます。

次、2点目は、軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しについてでございます。

現在のグリーン化特例について、適用要件を見直した上で、平成31年度まで2年間延長するものでございます。

3点目は、固定資産税の課税標準の特例新設についてでございます。

これは家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業並びに企業主導型保育事業に係る固定資産税の課税標準の特例措置を新たに設け、当該事業について固定資産税の軽減を図るものでございます。

以上3点のほか、条文の整理等を行うなど、所要の改正を行っております。

次に、議案第29号は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、太良町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得算定基準額の5割軽減については26万5,000円を27万円に、2割軽減につきましては48万円を49万円に引き上げるものでございます。

この2議案の改正条例につきましては、4月1日から施行する必要があったため専決処分したものでございます。

次に、議案第30号は、平成28年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

2ページをごらんください。

第1表の繰越明許費が今回の専決処分事項でございます。

繰り越しの理由は、学校給食センター給食配送車の納期遅延により年度内納入が見込めなくなったことによるものでございます。

以上、3議案につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

次に、議案第31号は、太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業契約の締結についてでございます。

本案は、公募型プロポーザル方式により事業者の募集を行い、平成29年3月8日に提案価格の開札を行ったところでございます。また、3月22日に太良町定住促進住宅PFI事業者審査委員会を開催し、プレゼンテーションを受け、提案内容等を審査した結果、10億895万7,428円で佐賀県藤津郡太良町大字多良1560番地1、太良町駅前定住促進株式会社代表取締役中島雅人を事業者に決定したので、事業契約の締結について議会の議決を求めるとでございます。

次に、事業概要を申し上げます。

鉄筋コンクリート造り、5階建て、共同住宅、2棟40戸、間取りについては3LDK、69.85平方メートルの建設事業及び30年間の維持管理運営に関する事業で、契約期間につきましては議決日から平成60年3月31日までとなっております。

なお、予定価格は10億1,459万円で設定をいたしております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案第28号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第28号 専決処分事項の承認を求めるとについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

それでは、議案第28号についてお尋ねしますけれども、改正点の1点目の肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例というのがありますけれども、この肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例って、これの内容をちょっと説明していただきたいというふうに思いますけれども。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

肉用牛の売却を市場等において取引された場合、免税対象牛の売却価格が100万円未満のもので、年間の売却頭数が1,500頭までに係る肉用牛の売却による事業所得については町民税所得割額を免除するという制度でございます。

○2番（竹下泰信君）

太良町内の飼養農家あるいは販売農家については、この特例を受けている農家もあるんですか。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

28年度課税の状況で申し上げますと、30戸近くの対象農家がございますけれども、そのうちの17件についてこの免税対象の農家様がございます。

○2番（竹下泰信君）

この特例のメリットについてはいかがでしょうか。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

この特例措置を講じることによって肉用牛の売却所得による税負担が軽減されて、その減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することによって規模拡大等による経営体質の強化が図られる、このことを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与することということがこの有効性、効果というものを目指しているというところでございます。

○10番（末次利男君）

ただいま免肉の件について質問させていただきます。

この免肉というのは、ずっとずっと再延長されてきましたけれども、前回の延長は何年であったのか。今回は3年間の延長で33年度までということでありましてけれども、当然この100万円を超えるまでは免肉と、免税をするということでずっとこれは税調の山中貞則さんからの置き土産というふうにとずっと私たちも聞いておりました。

そういった中で今、肉用牛というのは空前の高値で推移をしております。そういった中で今30戸の中で17戸が対象だというお話でありましたけれども、今回この延長によってどれくらいの税額の移動になるのか。延長されない場合とされた場合。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

まず最初の、前回は何年だったのかということでしたけれども、前回の免税対象年度が28年から30までというふうにとずっと延長が繰り返されてまいりました。今回それをまた31年度から33年度まで延長するという今回の改正でございます。当初創設は昭和43年からということに

なっております、それからずっと繰り返されている。

この免税措置によりましてどのような町内における状況かと申し上げますと、例えば平成28年度課税におきましては肉用牛所得で2,644万5,000円程度の課税標準からの免除を行って、税額にいたしますと158万6,000円程度減額がされたという状況でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第29号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第30号

○議長（坂口久信君）

日程第6．議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。
ありませんか。

○10番（末次利男君）

この専決処分の件につきましては、提案理由の中に年度内に納入が見込めなくなったことによるものでありますということが提案理由の説明になっております。これは多分配送車ということで特殊車両になるというふうに思います。それで、この特殊というのはどういうふうにするのかわかりませんが、恐らく架装が必要だろうというふうに素人考えでは思います。それで、車両を選定する、メーカーとか選定して架装をするためには多分仮契約があるのではないかなという感じがしますが、その点の一連の流れを時系列的にお知らせをいただければと思いますが。

○教育長（松尾雅晴君）

済いません。この件につきましては、非常に議員さん方に御迷惑をかけていたと思います。先ほどの御質問につきましては、課長のほうから経緯を説明させていただきます。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、架装の段階において架装工程がちょっと長期化したということが遅延の大きな理由でございます。

前回、全協の折にも申し上げましたように、本来であれば3月議会において繰り越しの承認をいただくべきでありました。これはもうまことに反省をしてもし切れないような状況でございます。改めてこういう事態を招いたということに対しておわびを申し上げたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

その契約につきましては、当初1本の契約の処理締結を結んだような次第でございます。以上でございます。

○10番（末次利男君）

それでは、当初1本の契約ということでございますけれども、その契約がいつだったのか。それと、今の説明を聞いておりますと、架装段階でおくれが生じたということで、その帰責はメーカー側にあるというふうな私は捉え方をしましたけれども、これは当初予算議会が3月15日までになっておりますが、当然ここまで納車できないということは未確認であったのかどうなのか。この辺をお尋ねいたします。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

契約日につきましては、平成28年10月11日に契約をしております。確認につきましては、定期的な確認は行っておりましたが、最終的には私の最終的な進捗の確認を怠ったという

ことで、私に責任はございます。その業者の責任の問題ということですが、業者は契約に基づいた履行を行っており、その報告、進捗に伴う的確な私どもの対応ができていなかったということが最大の原因でございます。深くおわびを申し上げます。

○10番（末次利男君）

いや、私は事実を確認しているだけです。10月28日に契約をしたと、じゃいつに架装をして、いつ納車するというので契約、その契約内容はどうなっているのかです。

それと、最近ではちょっと薄れましたけれども、森友学園の件についてそんなくという話がよくニュースで流れました。やっぱり町長の気持ちをそんなくされて、もう少し業務に携わってもらわないと、これは町長の顔に泥を塗る事です。十分その辺は今後ともないようをお願いをしたいというふうに考えます。よろしく。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

納期につきましては、29年3月17日までということで、そういう手続を行っておりました。議員おっしゃるとおり職員の怠慢ということです。職員がそういった進捗についての細部についての配慮、要するに上司についても私どもの至らなかったことによって御迷惑をおかけしたというような流れになっております。本当に議員おっしゃるような、このような事態を招かぬよう、今後また細心の注意を払いながら対応、遂行させていただきたいと思っております。本当に今回このような対応になってしまい、まことに申しわけなく思っております。申しわけございませんでした。

○教育長（松尾雅晴君）

先ほど議員さんの御指摘のとおり、大変議員さん方々には御迷惑をおかけし、今後こういうことがないように努めてまいりたいというふうに思っております。大変御迷惑をおかけいたしました。

○町長（岩島正昭君）

このたびは本当に大変な迷惑で、また教育委員会かいというふうな議員さんたちからの内々の声も聞いておりますけど、本当にこれはもう各課の連携ミスです、言いかえれば。納期が3月11日で契約しとるのに、こっちから再三こういうふうな横の連携等々で、もっと連携を密にしとれば私のほうにも連絡も来るはずでしょうけど、ごとってなってからこういうふうな納期が間に合わんということは何事かと、これはもう業者の責任もありますけども、行政も責任があるんです。業者だけの責任じゃないと思います。

実際、内容的にはわかりませんが、業者等々も契約した以上は会社のメンツにかけて何かできるでけんはこちらのほうへ連絡あったかどうかわかりませんが、内々的にはあつてるんじゃないかなというふうな解釈はしているんです。ただそれをそこでとめて、どういふふうな処理をしたか、もうそこは初歩的なミスで、本当にこういうふうな納入期限あるい

は伝票等々は役所は事務のプロですから、1次産業、2次産業と違って、これがもう仕事ですから、そこら辺もっと早目にキャッチをして、議会等々について御提案をし、状況報告は必要じゃなかったかなというふうに思っております。今回もう本当に行政のトップとして皆さんたちに大変迷惑をかけたことを改めてこの場をおかりしておわび申し上げたいと思います。どうも本当御迷惑かけました。

○9番（久保繁幸君）

3月議会でこれはひょっと報告はあっていると思うんですが、この給食の配送車、架装はどのような架装がなされているのか。それとまた、今メーカーとのそういうふうな契約等々がなされていて、契約不履行ということになっておりますが、どちらがどのような責任をとられるのか、その辺のことをお伺いいたします。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

架装につきましては、新センターから多良地区の小・中学校に配送するコンテナを5台積み込むリフトつきの架装でありました。

責任につきましては、業者については納期についての遅延等について報告を私ども受けておって、私どもがその対応が後手に回ったということでありまして、責任については私どもの職員、私自身の責任が重いと思っております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

架装についてはリフトのみというふうにお聞きしましたんですが、冷却等々のほうは要らなかったのか、それとメーカーさんはどこだったのか、何トン車なのか。まずそれをお伺いします。

○社会教育課長（野口士郎君）

メーカーについてはトヨタの2トンのトラックでございます。

冷却の問題につきましては、中は冷凍車とかの問題では通常給食については常温で提供するとなっておりますので、配送まで大体15分から20分程度、大浦に行くにしても、多良に行くにしてももう二、三分で着きますので、通常冷凍を完備しなければならないということはありません。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

近いから冷凍等は必要ないということなんですが、これからの先の梅雨時期等々には十分その辺は注意していただきたいということと、今トヨタというふうな御報告をいただきましたんですが、何社の見積もりをおとりになられたのか、それと対比は、635万円ここに出ておりますが、どのような格差があったのか、お伺いいたします。

○社会教育課長（野口士郎君）

濟いません。後のほうの質問がはっきり聞き取れませんでした。

最初のほうの入札については3社の入札でありました。

後のほう、濟いません、申しわけございません。

○9番（久保繁幸君）

そしたら、後のほうを言いますから、ここ635万円の見積額というか契約金の金額が出ておりますが、各社の対比はどのようになったのか、金額面で。それをお伺いしております。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

入札額、契約額ですけど、先ほどおっしゃった金額については予算ということで、契約については税込みの628万7,754円でございます。それが入札の額でありまして、税込みの額でありまして、あと2社については辞退でありました。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第31号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第31号 太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

3月22日にプレゼンテーションを受けたとありますけれども、プレゼンの内容についてお伺いをしたいと思います。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

プレゼンの内容。ちょっとお尋ねしたいんですけど、内容というのはどういうこと、具体

的にお願いします。

○1番（待永るい子君）

この定住促進の事業に関しては公募型のプロポーザル方式ということで、金額よりも内容設定を重視したということをお伺いしたので、その内容についてお伺いをしたいと。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

内容については、1階4部屋の5階建てで、1棟20戸の分を2棟で40戸。各部屋が面積において69.85平方メートルの3LDKということで提案してもらっております。

○1番（待永るい子君）

それでは、ほかの会社というか、そこだけから最初から話を聞いてあるということですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回は公募型プロポーザルということで、町のほうから応募要項と要求水準書等を提示しておりましたが、最終的に申し込みがあったのが1社のみでした。

○1番（待永るい子君）

それでは、それと、この金額についてお伺いをしたいと思います。

国のほうからの事業補助が45%と駐車場関係が50%というふうにお聞きをしておりました。残りの分を計算上、数字として出さなければいけないと思うんですけど、まだ家賃が決まっていないという状況でその金額を出された根拠はどのようなところから金額を出されているのでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

家賃については近傍の家賃等を考慮し、今回の要求水準の中に5万円という表示で提案をしております。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○3番（田川 浩君）

今回、果協跡地に定住促進住宅が建設されるということですが、3点ほど聞きたいと思っております。

まず、スケジュール的に言いますと、ことしの夏ぐらいから入居の募集をかけるということけれど、この入居についての優先順位、優先される事柄というのはありますでしょうか。例えば町外の方優先なのか町内優先なのか、そういったものは今どうなっているのでしょうか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

優先順位ですけれども、まずは町外で、目的が子育て支援を中心とした住宅というふうなことで計画しておりますので、そちらのほうがまずは優先していくというようなことで思っております。

以上です。

○3番（田川 浩君）

まずは町外で子供さんがたくさんおられるところが優先ということで了解いたしました。

次の質問でありますけれど、町民さんからよく聞かれるのが今回40戸募集をするそうだけど、全部入るとかいという心配された声をよく聞きます。もし例えば40戸のうち30戸しか埋まらなかったと、10戸分入らなかったと、そういうふうになった場合、それはどちらのほうが、多分運営会社のほうでそれは負担するのか、町側が負担するのか、その取り決めというのはどうなっているのでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

入居率が悪い場合ということですが、先ほど言われていましたように今回の入居の応募については契約者が責任を持って行ってもらうということが第一前提ですが、先ほど言われましたように例えば30戸しか入らなかったとか、そうなった場合は町としてはまず契約者に対して是正勧告を行って、一定期間に是正を行ってもらうというふうに計画しております。それでももしその一定期間内に是正することができなかった場合は、町はその維持管理に対する対価の支払いの分を減額とか、最終的にはもう契約解除というふうにもすることができるようになっております。

○3番（田川 浩君）

わかりました。

それで、今回30年という長いスパンでその運営会社の方と契約されていると思えますけれど、30年という長い期間ですので、例えばその間に運営会社のほうが核となる会社が倒れたりした場合にどうしても契約が履行できなくなるようなことも可能性としてはあるかと思うんです。そういった場合のオプションとしてどういうことが契約にされているのか、それはどうなっているのでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

契約者等の破産とか倒産ということですが、まずその契約、会社自体についてはこの事業以外のことは行えないという定款がありますので、町の収入から維持管理費とか銀行への返済とかをしていけば、まず赤字とかそういうことでなるようなこともないので倒産することはないと思っております。ただ、言われるように代表会社が倒産とか、そうなった場合は構成会社というのがありますので、その代表者をそちらに変更するとか、そういうふうにとって対応していきたいと思えますし、最終的にはもう契約を解除するというふうにもなると思えます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○2番（竹下泰信君）

今回建設される定住促進住宅については、町民のほうも大いに期待しているというふうに思っています。半面、不安もあろうかなというふうに思ってますけれども、この入居料金については5万円というようなことですが、もう一律5万円ということになるわけですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

家賃については、今まだ正式に家賃が5万円と決まっておられません。ただ、当初の要求段階、うちの要求水準の段階でこれぐらいということで5万円という提案だけさせておりますので、家賃については今後決定されると思います。

○2番（竹下泰信君）

一般質問のときにもいたしましたけれども、町には町営住宅というのがありまして、その高額者につきましては5万円を超しているという方もいらっしゃるという話もありましたけれども、そこでの調整についてはどこがどうしていくのか、そういう希望がある場合も、町営住宅におられる方の希望があったりする場合は調整はどうしていくのか、それについてお尋ねしたいというふうに思います。

○町長（岩島正昭君）

お答えをいたします。

まず、家賃につきましては、国交省事業でPFI事業は近傍地、鹿島、諫早、小長井付近の家賃より高くはいけないと、同等以下に下さいという取り決めあるんです。だから、そこら辺は近傍地、5万円設定しているのは鹿島が5万円から6万円ということで、正式じゃないですけど、概算の家賃をそれで決定しております。

それともう一つは、今町営住宅がございまして、これも国交省事業ですけども、低所得者向けの住宅ですので、これは。だから1万5,000円から6,000円ぐらい払いになって、ずっと扶養家族がどんどん、子供さんが卒業した場合は段階的に高額所得者ということで5万円、6万円ずっと上がっていく状況ですけども、まずは私の考えはこれは人口減対策として、さっき担当課長が申しましたとおりに町外から優先という形で、5万円、6万円払いよんさる人も確かにおいでになります、高額所得で。だからもうそういうふうな高額所得者の方は子育てがないんです、もう。違うんです。卒業してしまっただけで扶養家族がないもんだからそういう高くなっているものですから、だからそれを置いといてもまだ低額所得者が4万円、3万円がおいでになって、即新しいところに入りたいということであれば、まずはそれは後でこっちが、どうしても入居率が100%満たないあるいは1年待っても満たない場合はそこから付近で検討しましょうということで考えております。できるだけもう町外の方を優先とい

うことで、今の既設の町営住宅につきましてはちょっともう検討外という考えを持っております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

先ほどの質問でもありましたけれども、40戸について中堅の集落の1集落分が40戸というのはあるというふうに思います。やっぱりなるべく多くつくったほうが1戸当たりの単価は安くなっていくということもありますけれども、40戸にした根拠、それについてはいかがですか。

○町長（岩島正昭君）

議員さん、40戸の根拠ということでございますけども、私もそういうふうな検討委員会には入っておりませんが、通常考えてあの敷地内でまず駐車場と公園等々を加味しながら、最終的にはスペースでそれぐらい、2棟ぐらいの40戸が妥当じゃないかというふうな決め方をしているというふうになっています。もう1棟自体が20戸で決定しておるものですから、あれが6階、7階となればもっとあれでしょうけど、もう限界が5階建てということで、恐らくもうそれで逆算してなつとると思います。

○8番（川下武則君）

それで、実はこの40戸というところ、さっきも田川さんが質問しましたけど、もし入居者が少なかったりしたときに大浦校区のほうも一応つくるということで予定されていたと思うんですけど、そっちの大浦校区のほうはなくなるんじゃないかという住民さんからの不安といいますか、そういうのも聞くんですけど、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

PFI事業というのは民間主導でありますから、恐らく採算とれない場合は民間は手を挙げないんです。だから、この件については立地条件等々もこれならいけるということで、まずは入居率が100%にならない場合は、これは業者としても死に物狂いで公募するんです。というのはどういうことかといいますと、交付税が45%、交付税来ますけども、その残については銀行から借入れをして返済していくわけです。返済というと家賃で対応しますから、だからもう必死になって責任持って満室にするというふうな業者等のお話も聞いております。

大浦地区につきましては、立地条件等々もこれといった屋敷等々もございませんから、皆さんたちに常日ごろから申し上げてたとおりにはまず一戸建てかできれば1棟ぐらいの10戸ぐらいの入居等々の多良のような大きなあれじゃなくして、小規模で計画をしてみたいというふうに思っております。これも畑田につくったものだから状況を見ながら大浦のほうには計画をしてみたい。即イコール来年度じゃなくして、皆さんたちに要望を聞きながら、それはもう絶対つくってくれというような強い要望があればそちらのほうにもまた計画してみたい。非常に将来的な計画は頭の中に計画はしておりますけども、時期的についてはそうい

うふうな皆さんの要望を聞きながらやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

ぜひ、今町長が言ったようにいろんな人の御意見聞きながらということですが、できるだけ県外とか町外から来られる方たちが希望を持って太良町のほうにも移住といいますか、来てもらえるような施策をしてもらいたいというふうに思っていますので、そこら辺よろしくお願いいたします。

○町長（岩島正昭君）

できるだけ、私が冒頭申しましたように、そういうふうな構想計画は持っておりますけども、皆さんたち御存じのとおりにあそこに野崎の分譲住宅をつくった場合も、あそこに申し込みがあるというふうなことを思っていましたけど、あれは23区画は何年かかったですか。そういうふうで、私は皆さんの要望を聞きながらというのがそこら付近です。PFI事業でしますと業者がもう責任持って全国的に公募をすると。ただ、PFI事業になると民間がそういうふうな公募等々をせないかんという関係になりますから、そういうふうなことで皆さんの要望を聞きながら計画したいなというのはそういう意味で言ったわけでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第31号 太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。本会期中に決議されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに

決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました事件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもちまして平成29年第2回太良町議会（臨時会第1回）を閉会いたします。

午前10時19分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩